

議 第 6 号

被災者生活再建支援制度の拡充を求める  
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
総 務 大 臣  
内閣府特命担当大臣(防災) あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、我が国における自然災害は激甚化するとともに頻発しており、本年も台風第15号や第19号等により住宅等に甚大な被害が生じていることから、被災者の生活再建は喫緊の課題である。

被災者生活再建支援法に基づく支援制度では、同一の市町村内で10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害等について、住宅が全壊した世帯や大規模半壊した世帯等を対象に、都道府県が拠出した基金を活用した被災者生活再建支援金を、最大で300万円支給することとしている。

しかしながら、同一の災害で被災したにもかかわらず、被害世帯数の要件を満たさない場合や、住宅が半壊、一部損壊の場合は、支給対象外であるなど、被災者間の不均衡が生じている。また、現行の支給額では、住宅の再建に必要な経費を賄うことができないとのアンケート調査の結果も示されている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、住民の生活安定と被災地の速やかな復興のため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 被災者が住宅の建設・購入や補修等により生活を再建できるよう被災者生活再建支援金の支給額を引き上げること。
- 2 支援制度の対象となる被害世帯数の要件を緩和するとともに、半壊世帯を被災者生活再建支援金の支給対象とすること。
- 3 都道府県の負担を軽減するため、被災者生活再建支援金の支給に対する国庫補助率を引き上げること。